



第30回総会及び30周年記念祝賀会を開催しました

7月26日 東京都千代田区・法曹会館にて



当協議会の第30回記念総会が、7月26日に法曹会館(東京都千代田区)で開催され、ご来賓や会員約60人にご参加頂きました。

来賓には農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課課長の朝倉健司氏、同局 農産安全管理課 肥料企画班担当 課長補佐の瀧山幸千夫氏、同肥料企画班 登録基準係長の野島夕紀氏、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 理事(評価・肥飼料検査担当)の片山信浩氏、同肥飼料安全検査部 肥料管理課課長の引地典雄氏にご出席いただきました。

総会後の研修会では、はじめに引地課長に「家庭園芸用複合肥料の登録と最近の検査状況について」、朝倉課長に「家庭園芸肥料に関する最近の動き」とのテーマでご講演頂きました。いまだに検査が続く放射性セシウムの暫定許容値の問題や、BSE問題で使用が禁止された牛肉骨粉の10年ぶりの使用解禁など、われわれの日々の業務に直結する話題を詳しく

解説して頂き、会員一同にとって非常に有意義な時間となりました。朝倉課長には施策決定の経緯なども忌憚無く解説して頂き、行政と当協議会の30年にわたる地道な意見交換が実を結んでいると実感いたしました。

また、研修会の後は30周年記念祝賀会を開催し、こちらにも約50人の皆さんにご参加いただきました。宮入会長のあいさつの後、(株)ハイポネックスジャパンの村上恭豊社長の発声で乾杯し、和やかな雰囲気の中で園芸業界や協議会の今後について語り合っていました。

肥料や用土の業界を取り巻く現状は依然として厳しく、その一方で遵守しなければならない規制や規則も変化し続けています。当協議会では行政などと密接な連絡を取りつつ、会員の皆様の日々の業務に資する最新の情報を提供するような努力を続けてまいりますので、今後とも一層のご支援ご協力をお願いいたします。

第30回記念総会及び研修会より

宮入利和会長あいさつ

我々協議会員の取り扱う肥料、用土においては相変わらず低価格志向が続いています。今日の日経新聞を見ると、外食産業が大変好調で前年実績をクリアし、なおかつ特筆すべき点として高価格な付加価値ものが大変成績がいいとのこと。吉野家の牛丼でも高いもの、ステーキハウスでも2000円を少し割るくらいのものが全体を牽引しているといえます。しかしながら、私どもの取り扱う肥料用土は低価格で非常に厳しい状態が続いているのが現実です。小売業者様からは、我々に対する要求・要望が「安いものが欲しい、少しでも条件をよくしてください」と、大変逆行している部分があります。私達の業界がアベノミクス効果の恩恵を受けるのは、いったいつになるのか。大変心配している状況です。

こういう経済環境の中、私どもがしていかなければいけないことは何か。こういう環境下、経済状況下に於いても、安全な商品を園芸愛好家の皆さんに提供することが、我々の一番の使命だと感じています。これからの1年に関しても、監督官庁・関係団体の皆様のご指導を仰ぎ、会員相互の協力の中で安全安心な商品を消費者の皆様へ届ける。それによって肥料用土の業界が伸びる。ひいては園芸業界が発展するという、高い志を持ってこの一年間を頑張っていこうと思っています。

農林水産省消費・安全局 農産安全管理課課長

朝倉健司氏ご祝辞

家庭園芸肥料・用土協議会創立30周年にお礼とお祝いを申し上げますと共に、これまで皆様が、私どもの分析、取り分け肥料行政に関しまして、いろいろご協力いただいたことに感謝と敬意を表したいと思います。私どもの行政は肥料行政の中でも、肥料登録を中心とした肥料の品質管理或いは安全な肥料の提供です。この協議会は、私どもが家庭園芸肥料の規格を設けたことに対応して設立していただいたということで、常日頃から私どもに協力いただいております。

我々の方も規制ばかりでなく、規制緩和にも取り組んでいます。特に肉骨粉については肥料利用を解禁していくためパブリックコメントもしています。ポイントはユーザーの方に安全に使っていただけること。最終ユーザーに正しい情報を伝えていただくと共に、禁止されるまではよい資材として使用されていた実績もあるので、再利用でできるだけ資源が有効活用されるような取り組みには是非ご協力をお願いします。我々も規制などを幾つかしているが、協議会を通じていろいろ情報をいただければ、必要なルールの改定を含めてより一層良質な家庭園芸肥料を消費者の元に届けるよう取り組んでいきたいと思えます。また、コスト面でも規制緩和が役立つのであれば我々も検討させていただきますので、今後ともよろしく願います。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

理事 (評価・肥飼料検査担当)

片山信浩氏ご祝辞

消費者が安心してモノを買っていく、このことがブランドとしての安心感、信頼の現われであり、このことは生産業者だけでなく関係する全ての方の努力の積み重ねだと思えます。当センターもこの4月に理事長が変わりました。理事長は3月まで中国の研究機関で教えていたのですが、あいさつの中で言ったことがあります。昨年、中国では日本製品の激しい排斥運動があったが、日本製品の品質に対するものではなかった。子供の食べるものなどは、やはり日本製品を買っていくということがあった。日本製品の信頼は高く、その信頼を大切にしなければならぬ、というもの。皆様の扱っておられる肥料・用土も同様だと思えます。品質が直接目に入りくいだけに、一層、信頼感が重要だと思えます。

これまで農林水産省、FAMICは肥料検査を通じて農業者、消費者が安心して使える肥料の供給に努めてきました。これまで皆様が築き上げてこられた信頼を引き続き徹底するよう、皆様と協力しつつ進めたいと思うので、引き続きよろしく願います。

「家庭園芸肥料に関する最近の動き」

朝倉健司課長ご講演

I. 肥料中の放射性物質対策について (放射性セシウムを含む肥料の暫定許容値の設定と検査について)

肥料、土壌改良資材、用土などの放射性物質に関する規制に関して、どのような思想に基づいて暫定許容値を設定したかについて、まず説明させていただきます。

日本の農業では、肥料として特に有機質資源を有効活用しています。牧草飼料が家畜の排泄物になり、堆肥になって、それを農地に還元して、そこで農作物、牧草飼料を作るなど、有機質資源を循環利用しているのが我が国における農業の大きな特徴です。

このような中、原発事故により大気中に放射性セシウムが放出され、それが雨によって地表に降下し、地表にあった様々な植物質系の原料を通じて肥料が放射性物質に汚染されると、汚染された肥料が全国に広域流通することで、汚染されていない農用地への二次的な汚染の拡大を招く可能性があります。

このため、放射性物質に汚染された肥料の利用による農用地の汚染拡大を防止するため、肥料原料を収集する部分と、肥料を施用する部分の両面において、放射性物質を管理していく必要がありました。

このような思想の下、放射性物質を含む肥料の規制について、はじめに汚泥肥料の原料となる汚泥の検討から始めました。これは、原発事故以前から汚泥は肥料利用と称して農用地へ不法投棄されるという事案が多くあり、このような事業者が汚泥が渡ると放射性物質が農用地へ不法投棄されてしまう恐れから、高濃度に汚染された汚泥が肥料原料として使われることのないよう早急に対策を打つことが必要だったためです。そこで平成23年6月に原料汚泥の基準値200ベクレル/kgを設定しました。

その後、平成23年8月に汚泥の肥料、土壌改良材、培土については、製品ベースで400ベクレル/kgという暫定許容値を設定し、これを超える肥料の生産、流通及び使用を控えるよう指導を行っています。

この暫定許容値の設定には二つの観点があり、ひとつ目は肥料等の利用者の安全確保から肥料を施用する又は製造する作業者が放射性物質による曝露レベルを一定以下にしなければいけないということです。

当時、原子力安全委員会からは、放射性廃棄物の再利用による曝露のクリアランス・レベルは、一年間に10マイクロシーベルト以内にするべきとの考えが示されていました。

我々が計算した結果、曝露レベルが一番高くなる農家が堆肥の散布作業を行う際であっても、400ベクレル/kg以下の肥料であれば、曝露レベルは10マイクロシーベルトを十分に下回りました。

もうひとつは、農用地の汚染拡大を防止することです。そこで、我々は10㎡あたり、暫定許容値の堆肥を2t、40年間連用し続けたときでも原発事故以前の農用地の放射性セシウム濃度の範囲内に収まることとし、仮に九州・沖縄などの汚染レベルの低い他地域で肥料が施用されても、農地汚染を招かないレベルを目指しました。

なお、暫定許容値を設定する際の計算においては、現実的にはセシウム134と137が一定の割合で存在しますが、安全をみて全ての放射性物質が半減期の長い137と仮定しました。

また、暫定許容値の例外として「収穫残渣の当該農地への還元施用」「自給草地畑地への還元施用」「耕畜連携による飼料供

給を受けた家畜の糞尿由来の堆肥の、当該飼料生産農家の圃場への還元施用」は適用除外としました。

これは、汚染の拡大に当たらない還元施用を規制する必要はないとの考えによるものと、当時の検査体制として、最優先に検査するものは食品とし、次に飼料、最後に肥料とされており、汚染の拡大の心配のないものは検査を行う優先度が低いものと整理し、真に検査が必要なものに測定機器を集中させるという思想に基づいて整理したものです。



II. 牛糞堆肥・汚泥堆肥等の管理対策

検査機器が非常に限られた中で優先的に検査するものとして、17都県の牛糞堆肥、米ぬか堆肥、パーク堆肥などとし、都県ないし製造業者が検査を実施することとしました。なお、都県が実施するべきものであっても、都県の手が回らない場合は、要請に基づきFAMICが放射性物質の分析を協力するという体制を構築しました。

次に肥料の種類毎の具体的な検査方法について説明いたします。

牛糞堆肥は、300ベクレル/kg超の飼料を給与した牛糞を原料とし、その後の検査が実行されていない堆肥製造所を検査対象としました。これは、300ベクレル/kg（飼料の基準）を守っている牛糞であれば、堆肥化しても出来た堆肥は400ベクレルを越えないという試算結果によるものであり、検査の必要性が高いものを優先するという思想に基づきました。

検査結果は、平成23年度は6175件・違反率は43%でしたが、24年度は1661件・違反率19%と相当改善してきました。今問題ないと言われている堆肥は安心して使っていただけます。

次に汚泥堆肥ですが、冒頭ご説明したとおり、放射性物質の農用地への不法投棄を防止するため、原料となる汚泥に対しても200ベクレル/kg以下の基準を設けています。また、肥料原料として汚泥を排出する事業者は、地域センターに対して、汚泥の放射性物質濃度やその出荷数量を毎月報告することになっています。

III. 腐葉土・牛糞堆肥の管理対策と現状

腐葉土は17都府県を対象として、腐葉土、剪定枝堆肥の新たな生産・出荷及び施用は出来る限り控えることとしています。ただし、事業者が使用する腐葉土について「やむを得ない事情」がある場合に限り、都府県の判断の下、全ロット検査をすることで生産及び出荷が認められています。なお、「やむを得ない事情」として生産を認めている理由としては、腐葉土を放置しておく乾燥が進んで発火する恐れがあるため、放射性物質を再び拡散させないよう事業者が腐葉土の適切な管理を行なってもらわなければならないためです。

腐葉土については、引き続き調査を行い、生産上の指針や検査方法の開発を行っていく予定です。

IV. 肉骨粉などの肥料利用の再開について

牛の部位を使用した肥料の規制見直しについて、我が国におけるBSE発生前は、骨・くず肉などの非可食部位を肉骨粉にして、りん酸に富む有機質肥料として利用していました。

BSE発生後は、肥料用の肉骨粉を原料とした栄養補強飼料が一部で流通していることが判明したため、肥料利用も合わせて停止し、その全量を焼却処分する

こととなりました。焼却により焼却灰の発生や処理経費の問題が発生することとなりました。

その後、牛肉の規制緩和や清浄国認定といった最近の動きから、肉骨粉の肥料利用によるBSE発生リスクは大きく低減していると判断し、

- 1 牛用の飼料への流用・誤用防止のため、化学肥料等との混合の義務付け
- 2 供給管理票の添付の義務付け
- 3 肉骨粉を牧草地に施用しないことの肥料容器への表示の義務付け
- 4 FAMICが事業場に無通告で立ち入り検査を行なって、生産業者の管理措置の遵守状況を確認など

これらの管理措置が実施されることを前提とすれば、肉骨粉の肥料利用を再開しても問題ないとする食品安全委員会からの答申を受けたところであり、現在省令等の改正に必要な手続きを実施しているところです。

なお、有機質肥料として肉骨粉を利用する際に必要となる摂食防止材については、様々な材料による牛の摂食防止効果に関する調査を今年度中にも実施する予定です。

また、肉かすなどの肉骨粉以外の肥料についても、今後、省令等の改正の手続きを進めていくための準備を行っています。

いずれにしても、肉骨粉等の肥料利用が進むよう、肥料の使用者が安心して使えるための意見交換や説明会などを行っているところです。

皆様方におかれましては、今後肥料としての肉骨粉等を取り扱う際には、これらの管理措置についての情報が販売店や使用者に行き渡るよう、ご協力をお願いします。

V. 規制緩和措置、公定規格の改正

家庭園芸肥料に関する最近の制度改正として、いくつかご紹介いたします。平成24年度には、「混合動物排せつ物複合肥料」と「混合堆肥複合肥料」という規格を新たに設定しました。動物の排せつ物や堆肥は特殊肥料で、特殊肥料と化成肥料等の普通肥料と混ぜて譲渡することを従来は認めていませんでした。今回、条件つき（表1）ながら特殊肥料と普通肥料を混ぜて普通肥料として扱える規格をつくり、「混合動物排せつ物複合肥料」「混合堆肥複合肥料」として流通できるようにしたものです。

当初我々には、堆肥は堆肥、肥料は肥料という意識もありましたが、現場では混ぜたものを購入して撒きたいという声もあり、乾燥技術も発達してきて肥料成分を安定して含有させることが可能となった等技術的な改良もあって、有機質の未利用資源を肥料として使えるようにした方がよいだろうという判断で公定規格の設定をしました。ポイントは乾燥工程がきちんと入って発酵がさらに進まないようになっているものが肥料利用

表 1

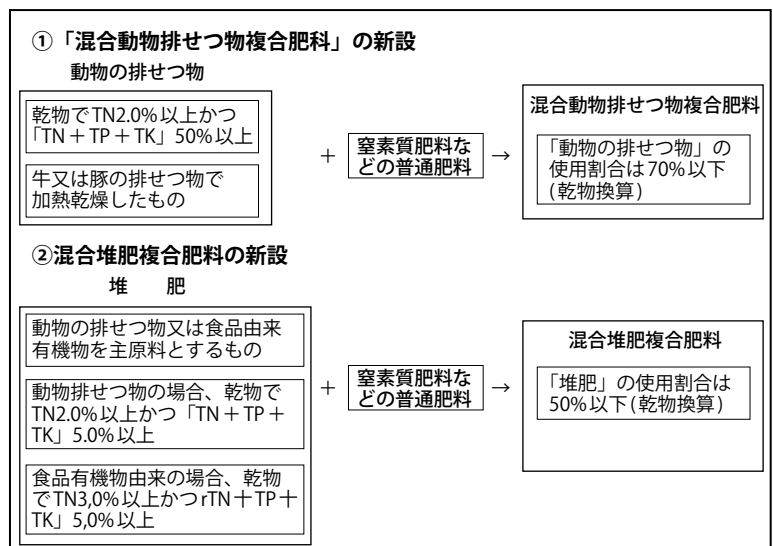


表 2

・シリカゲル粉末	6%以下	①いずれも配合前に使用されているものは含まない。 ②2つ以上の材料を使用する場合には、材料の合計重量割合が当該肥料の3%以下とする。 ③潤滑油は、パーライト、クレー、タルク又はけいそう土と併用するものに限る。
・けい石粉末	3%以下	
・シリカヒューム	3%以下	
・パーライト	3%以下	
・クレー	3%以下	
・タルク	3%以下	
・けいそう土	3%以下	
・潤滑油	0.3%以下	

可能になっているということです。

平成25年度は、畜産バイオマスの進展により、鶏ふんに加え、牛ふんも燃焼してエネルギー利用できるようになり、混合した燃焼灰ができるということなので、これも化成肥料の原料として配合してよいという改正を行う予定です。現在、改正のための手続き中であり、同じ考え方で配合肥料でも使えるようにする予定です。

ここからは、肥料規制の緩和です。1つは指定配合肥料において、固結防止材ですが、材料使用を認めることとする予定です。指定配合肥料の生産において、ここにかかげる物質(表2)に限り、固結防止材として利用できます。これにより、肥料原料の多くを輸入に頼っている我が国において、安い海外の肥料原料を使って直接、指定配合肥料を生産することが可能となり、肥料コストの低減につながると考えています。

2つめは、普通肥料の材料のうち「組成均一化促進材」と「着色材」については、原料となる肥料に使用されているものについては、保証票に表示しなくてもよいとする改正です。これも、りん資源を輸入に頼っている我が国において、より輸入しやすい条件となると思われます。

そして、最後に輸入特殊肥料の表示事項の緩和です。輸入された特殊肥料の表示について、原産国を表示している場合には「届出を受理した都道府県」は届出先都道府県を複数並記することができるように改正するものです。これも特殊肥料の低コスト化に繋がることが期待されます。これら、各種肥料規制の緩和は、平成25年度公定規格改正と併せて改正手続きを行っており、10月頃施行予定です。

VI. 無登録の農薬の対応について

農薬は農薬取締法に基づき、農薬の輸入・製造・販売・使用に到るすべての段階で、登録のない農薬の輸入・製造・使用を禁止するなど、厳しい規制をしています。

無登録農薬であると疑われる資材については、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成19年11月21日付け農林水産省消費・安全局通知)により「農薬登録を受けることなく、なんらかの形で農作物への使用が推奨され、かつ農薬としての効果・効能を標榜しているか、もしくは成分から見て農薬に該当するもの」を疑義資材と定義を明確にした上で、その製造者、販売者等への指導を行っています。

農薬としての効果・効能の標榜は、例えば「害虫・病気を撃退」、「ムシが寄り付かない」、「害虫コロリ」、「～防虫剤」などや「害虫防除で知られる〇〇の成分を原料とし」、「有用成分を添加」など含有成分の表示からみて暗示しているもの、農家等の経験談を引用し「害虫によく効きます」という意見をホームページなどに掲載して販売しているものなどがあります。

農薬成分が入っているかについては、適宜分析を実施し、確認しておりますので、会員の皆さんは、無登録農薬や無登録農薬と疑われる資材を扱うことのないように気をつけていただきたく思います。

会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

株式会社サカタのタネ

〒224-0041
 神奈川県横浜市都筑区仲町台 2-7-1
 TEL045-945-8806
 FAX045-945-8807
<http://www.sakataseed.co.jp/>

弊社は今年創業100周年を迎えました。花・野菜の品種育成とその種子・苗の生産、販売や農園芸に関する資材の販売を主業務としております。長い年月を経て育成された数々の花や野菜の品種。その種子が商品となり皆さまのもとに届くまで、すべての工程でサカタのタネならではの工夫やこだわりがあります。国内をはじめ世界19カ国で採種された種子は、厳しい品質基準を経てお客さまのもとへ届けられています。

弊社は家庭園芸用の肥料・資材を製造販売しています。「有機100古い土の再生材」「トマト・ナス・キュウリの肥料」「連作の障害が気になる土に」「尻ぐされ芯ぐされが気になる野菜に」「落ち葉が腐葉土に」など、お客さまのご意見から商品化したものが多くあります。これからもお客さまのニーズに応え、ご満足いただける商品を作り続けていきたいと思っております。

株式会社大和

〒425-0054
 静岡県焼津市一色 430
 TEL054-624-8114
 FAX054-624-8113
<http://www.daiwa-hiryo.com>

事務局より

新入会員のお知らせ

平成24年度～25年度にかけて次の4社にご入会いただきました。(入会順)
 有限会社八溝公園(栃木)、千代田肥糧株式会社(愛知)、財団法人日本肥糧検定協会(東京)、株式会社コバヤシユニオン(埼玉)

事務局移転のお知らせ 当協議会は8月1日より、事務局を下記へ移転いたしました。

〒174-0054 東京都板橋区宮本町 39-14
 財団法人日本肥糧検定協会内
 TEL03-5916-3833 FAX03-5916-3828
<http://www.jffia.or.jp>

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町 39-14 財団法人日本肥糧検定協会内
 TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>